

杉並区アーチェリー協会 規約

第1章 総則

第1条（名称）本協会は、杉並区アーチェリー協会と称する。

第2条（所在地）本協会は、所在地を会長の自宅に置く。

第2章 目的と事業

第3条（目的）

- (1) 本協会は、杉並区および周辺地域におけるアーチェリーの普及をはかり、会員のアーチェリー技術の向上をはかることを目的とする。
- (2) 本協会は、会員がアーチェリーを通して、健康的で明るく、心豊かな生活を創造することを目的とする。

第4条（事業）本協会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 以下の団体に加盟し、加盟団体と相互に連携する。
 - ①東京都アーチェリー協会（社団法人全日本アーチェリー連盟）
 - ②杉並区体育協会
- (2) アーチェリーの普及発展に関する各種大会および講習会を開催する。
- (3) アーチェリー競技会へ参加する。
- (4) 本協会の目的達成に必要なアーチェリーの備品、用具等の整備および、利用施設と利用調整を行う。
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 会員

第5条（会員の種類）本協会の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員：本協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 準会員：本協会の目的に賛同し、各事業を支援する個人または団体
- (3) 名誉会員：本協会の発展に功労のあった者で、理事会が推薦した者

第6条（入会）本協会に正会員および準会員として入会しようとする者は、所定様式の入会申込書を提出する。

第7条（会費）

- ※(1) 正会員の会費<スポーツ保険を除く>は、総会において決定する。
なお、正会員は原則としてスポーツ保険に加入する。
- (2) 準会員の会費は、総会において決定する。

第8条（会員資格の喪失）会員は以下の事由によって、資格を失う。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第9条（除名）会員が本協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき、若しくは規約及び会員としての義務に違反したときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

第10条（役員）本協会は、以下の役員を置く。

- (1) 理事：10名以上、15名以内
(うち名誉会長1名、会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長1名、
常任理事6名以内、会計2名以内を含む。ただし、会計は兼務することができる)
- (2) 監事：1名又は2名

第11条（役員を選任）

- (1) 理事は、総会で選任する。
- (2) 会長、副会長は、総会で選任する。
- (3) 理事長、副理事長、常任理事は、理事の互選により選任する。
- (4) 監事は、総会で選任する。

第12条（役員任期）

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第13条（理事の職務）

- (1) 会長は、本協会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本協会の日常業務を総理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を代行する。
- (5) 常任理事は、理事長、副理事長を補佐し、日常業務を処理する。
- (6) 理事は、理事会を構成し、本協会の業務を議決し、執行する。

第14条（監事）

- (1) 監事は、会計および業務執行の状況を監査する。
- (2) 監事は、不正の事実を発見した時は、理事会又は会長に報告するとともに、必要があるときは理事会又は総会を招集する。

第15条（専門委員）本協会は、事業遂行のため必要がある場合は、理事会の議決に基づき専門委員（運営委員）を置くことができる。専門委員(運営委員)は5名以内とし、理事会にて選任する。

第5章 会議

第16条（総会）

- (1) 総会は、年1回、会長が召集する。
- (2) 理事会が必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上から総会の招集を請求されたときは、臨時総会を開催しなければならない。
- (3) 総会の議長は、会長とする。

第17条（総会の議決事項）総会の議決事項は次の事項とする。

- (1) 事業計画及び予算、事業報告及び決算。
- (2) 役員(理事、監事)の選任。
- (3) 会長及び副会長の選任。

- (4) 本規約の変更。
- (5) 本協会の解散。
- (6) その他、本協会の重要事項で、理事会において必要と認めたもの。

第18条（総会の成立、議決）

- ※(1) 総会は、正会員現在数<高校生以上>の2分の1以上の出席で成立する。現在数とは、総会開催日の1ヶ月前同日の会員数とする。ただし、委任者は出席したものとする。
- ※(2) 総会の議決<高校生以上>は、出席者の過半数をもってする。可否同数の場合は、議長の決するところとする。ただし、本協会の解散は、会員の4分の3以上をもってする。

第19条（理事会）

- (1) 理事会は、年2回以上、理事長が召集する。ただし、理事の3分の1以上から理事会の招集を請求されたときは、会長は臨時理事会を開催しなければならない
- (2) 理事会の議長は、理事長とする。
- (3) 理事会は、総会の議決事項及び日常業務の重要事項を審議し、議決する。

第20条（理事会の成立、議決）

- (1) 理事会は、理事の2分の1以上の出席で成立する。ただし、委任者は出席したものとする。
- (2) 理事会の議決は、出席者の過半数をもってする。可否同数の場合は、議長の決するところとする。

第6章 会計

第21条（会計年度）本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第22条（収入、経費）

- (1) 本協会の収入は、会費及びその他収入による。
- (2) 本協会の事業遂行に要する経費は、前項の本協会の収入及び繰越金より支弁する。

第7章 付則

第23条（施行）この規約は、本協会の設立と同時に、昭和40年4月3日より施行する。

昭和40年4月3日 施行
(総会にて議決 決定により)
平成21年6月6日 改訂施行